

羽島市会計年度任用職員（桑原川河川浄化施設日常管理業務）募集案内

会計年度任用職員とは、地方公務員法第22条の2第1項の規定に基づき任用される非常勤職員です。採用されますと、地方公務員の服務規程（職務専念義務や守秘義務等）が適用されます。

1. 募集内容について

(1)申込期間 令和7年1月14日（火）～1月27日（月）

(2)採用予定人数及び職務内容

R7.4.1 採用 人数	職務内容
1 人	桑原川河川浄化施設の日常管理業務 ※「桑原川日常管理マニュアル(岐阜県岐阜土木事務所)」に定める点検、観測日報（記録）等の作成

※本業務は岐阜県より日常管理業務を受託し行うものであるため、委託内容やマニュアル等の変更により、業務内容が変更となる場合があります。

※岐阜県より桑原川河川浄化施設の日常管理業務が委託されない場合は、採用を取り消すことがあります。

※採用予定人数にかかわらず、選考結果が合格となった方を「採用候補者名簿」に登録させていただきます。名簿登録の全員が採用されるわけではありません。

※「採用候補者名簿」の有効期間は、合格時から令和8年3月31日までです。任用期間中または任用期間終了後に関わらず、令和8年3月31日まで「採用候補者名簿」に登録されます。

(3)申込資格

次に掲げる項目のいずれか（地方公務員法第16条に規定する欠格条項）に該当する人は申し込みできません。

- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・羽島市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

2. 勤務条件について

任用期間	令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで
勤務日	週 2 日（原則 月曜日、金曜日） 104 日/年
勤務時間	原則 8 時 30 分～12 時 30 分
勤務場所	桑原川河川浄化施設
給与・手当	月額 68,000 円 通勤費（費用弁償） ※給与及び費用弁償に関する条例・規則等の定めるところにより支給します。
給与支給日	月末締め、翌月 21 日
休暇	勤務時間、休暇等に関する規則の定めるところにより付与します。
社会保険	加入なし
雇用保険	加入なし
公務災害	市の非常勤職員の公務災害補償制度が適用されます。
服務・懲戒	・地方公務員法に規定する服務規程が適用されます。 （服務の宣誓、法令及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、守秘義務、職務専念義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止、営利企業等への従事等の制限） ・地方公務員法に規定する懲戒処分、分限処分の対象となる場合があります。
健康診断	なし
人事評価	あり
その他	・採用後 1 か月は条件付採用とし、良好な成績で勤務したときに正式採用となります。 ・人事評価結果が良好な場合、翌年度も再度任用する場合があります。 ・敷地内は全面禁煙です。

3. 応募方法について

申込期間内に下記のとおり申込書（紙）を提出してください。

申込書	次のいずれかの方法で入手し、必要事項を漏れなく記入してください。 ①羽島市ホームページ職員募集のページから、A4 サイズの用紙に印刷 ②令和 7 年 1 月 14 日(火)から市役所の建設部土木監理課で受け取り
提出方法	【郵送する場合】 封筒の表に「<u>会計年度任用職員申込</u>」と朱書きし、建設部土木監理課宛てに郵送してください。令和 7 年 1 月 27 日(月)の当日消印有効とします。 【直接持参する場合】 申込期間内の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分の間に、市役所本庁舎 2 階の建設部土木監理課まで提出してください。ただし、<u>土曜日、日曜日</u>

	及び祝日は受付を行いません。 ※提出書類は返却いたしませんので、予めご了承ください。
--	---

4. 申し込みから採用までの流れ（令和7年4月1日採用の場合）

	期 間	備 考
①申し込み	1月14日(火) ～1月27日(月)	申込書（紙）の提出により申し込んでください。
②書類審査	2月初旬	新規申込の方には、書類審査結果を通知します。
③面接	2月10日～14日	面接の日時・場所は、電話または郵送でご連絡します。
④合格発表 (名簿登録)	2月下旬	選考結果を郵送します。合格された方は「採用候補者名簿」に登録します。 ※ <u>合格者全員が採用されるわけではありません。</u>
⑤採用内定	3月上旬	採用内定した方に、通知と採用必要書類を送付します。
⑥書類の提出	3月中旬	採用必要書類を提出していただきます。
⑦採用	4月1日～	勤務初日に勤務条件通知書を交付します。

※合格者は「採用候補者名簿」に登録し、勤務条件の希望、知識・経験等を考慮した上で採用者を決定します。令和7年4月1日に採用とならなかった方については、年度途中で採用の必要が生じた場合にご連絡させていただきます。

5. その他

面接試験を受験して不合格となった場合に限り、受験者本人に試験結果を開示します。開示する内容は面接試験の得点と順位です。事前にご連絡のうえ、運転免許証等、写真により本人と確認できるものを持参して土木監理課までお越しください。

6. 問い合わせ先

〒501-6292 羽島市竹鼻町 55 番地
羽島市役所 建設部土木監理課
電話 058-392-1111 内線 2116
メール doboku@city.hashima.lg.jp